

仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱

制定 令和 8 年 8 月 27 日 経本支第 267 号（局長決裁）

（通則）

第 1 条 仲卸業者人材確保支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 本補助金は、横浜市中心卸売市場本場（以下「本場」という。）の仲卸業者が経営改善に向け人材の確保に取り組むにあたり、これに係る経費の一部を補助し支援することにより仲卸業者の事業継続及び経営基盤の確保を図り、もって本場の適正かつ健全な運営の確保に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱における用語の意義は、横浜市中心卸売市場条例（令和元年 12 月横浜市条例第 139 号。以下「市場条例」という。）による。

（補助対象者）

第 4 条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本場の仲卸業者のうち、市長が本補助金の交付を適当と認める者とする。

2 前項に定める者のうち、次の各号に該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 補助金規則及びこの要綱を含む本市の補助金に関する要綱の規定に違反したこと等により、市長が補助金の交付決定を取り消したときから、1 年を経過しない者であるとき。ただし、市長が交付した補助金の返還を命じている場合は、補助金の返還が完了してから 1 年を経過していなければならない。
- (2) 次の横浜市の税を滞納しているとき。
 - ア 法人市民税
 - イ 固定資産税
 - ウ 都市計画税
 - エ 軽自動車税
- (3) 市場条例第 70 条に規定する使用料等を滞納しているとき。
- (4) 市場条例により市長への提出が定められた報告書等について、提出期限を経過してもなお提出していないとき。
- (5) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号又は第 5 号の規定に該当する法人、若しくは第 3 号又は第 4 号の規定に該当する者が役員である法人であるとき。
- (6) 市場条例第 80 条から第 83 条に規定する市長の指示又は命令に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為が認められるとき。

（補助対象事業）

第 5 条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第 1 に掲げ

る事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 申請のあった日が属する横浜市の会計年度（以下「当該年度」という。）の2月末日までに補助対象事業が完了しない事業計画となっている事業
- (2) 申請事業に関係する法令、条例等に適合しない事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 市長が本場の開設運営に支障が生じると判断した事業
- (5) 国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人その他これらに類する団体等（以下「公的団体」という。）からの国費又は公費による補助金の交付を受けている若しくは受ける予定のある事業
- (6) 親族や生計を同一とする者の採用、過去に在籍した社員等の再雇用を目的とした事業
- (7) その他市長が不適当と認める事業

（補助対象経費）

第6条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係るもののうち、補助対象者が自ら負担する別表第2に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費は自らが負担した経費から公的団体以外からの補助金の交付予定額を差し引いた額とする。

2 補助対象経費となる物品の購入、業務の委託等の契約は、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）との契約でなければならない。ただし、履行可能な市内事業者が存在しない等の理由により、市内事業者との契約が困難な場合を除くものとする。

3 補助対象とならない経費は、別表第3に規定する経費とする。

（補助金の交付申請）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、別表第4に掲げる書類を添付しなければならない。

3 本補助金の交付申請について、同一の補助対象者が同一年度内で申請できるのは、1回までとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、交付申請書を受理した場合には、補助対象者の要件、補助対象事業の目的、効果、内容等の適正性及び補助対象経費の算定の妥当性を審査し、これらが適当であると認めるときは、本補助金の交付を決定する。ただし、交付申請書に誤りや不足等があったときは、市長は期限を定めて申請者に対して、交付申請書の修正を求めることができるものとし、申請者からこの期限までに修正された交付申請書の提出がない場合は、申請を取下げたものとみなす。

2 本補助金の交付決定額（以下「交付決定額」という。）は、補助対象経費に2分の1を乗じた額（千円に満たない額は切り捨てとする。）を基本とし、予算の範囲内において市長が定めるものとする。ただし、交付決定額は30万円を限度とする。

- 3 市長は、第1項の規定により本補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対しては、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付決定通知書（第14号様式。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。
- 4 市長は、本補助金の交付決定に際し、条件を付することができるものとする。この場合、市長は交付決定通知書にその条件を明記するものとする。
- 5 市長は、本補助金の不交付を決定した者に対しては、不交付の理由を付した仲卸業者人材確保支援事業補助金不交付決定通知書（第15号様式）により通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第9条 交付決定者は、交付決定通知書に記載された交付決定額又は前条第4項の規定により付された条件に対して不服があるときは、交付決定通知書の受領日から10日以内に仲卸業者人材確保支援事業補助金交付申請取下届出書（第7号様式）により、本補助金交付の申請を取下げることができるものとする。なお、申請者が交付決定前に交付申請を取下げの場合も同様とする。
- 2 市長は、前項に基づく交付申請の取下げがあったときは、交付決定前においては交付申請がなかったものとし、交付決定後においては、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（変更の承認申請）

- 第10条 交付決定者は、次の各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付変更承認申請書（第8号様式。以下「変更申請書」という。）に変更後の別表第4に掲げる書類を添えて市長に速やかに提出しなければならない。ただし、交付決定額を増加させる変更は認めないものとする。
- (1) 補助対象事業の内容を著しく変更しようとするとき
 - (2) 補助対象事業の一部を中止するとき
 - (3) 補助対象経費及びその内訳が変更となるとき

（変更の承認及び通知）

- 第11条 市長は、変更申請書の提出を受けたときは、その内容について審査を行い、本補助金の交付目的の達成に支障がないと認めるときはこれを承認し、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付変更承認通知書（第17号様式。以下「変更承認通知書」という。）により通知するものとする。
- 2 前条に該当する変更申請により交付決定額を減額する必要がある場合は、市長は変更承認通知書に変更後の交付決定額を記載するものとする。
 - 3 前条に該当する変更申請により補助対象事業の実施期間を変更する必要がある場合は、市長は補助対象事業が当該年度の2月末日までに完了することが確実であると認められるときに限り、これを承認するものとする。
 - 4 市長は変更申請書の内容を審査した結果、2月末日までに完了しない計画のときは交付決定の全部を取り消すものとし、2月末日までに完了する予定の変更であっても補助対象事業の目的の達成が困難と認めるときはこの申請を承認せず、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（調査権等）

第 12 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定により、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要に応じて、交付決定者に補助対象事業の遂行の状況に関して調査し、報告を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果から、補助対象事業が本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行していないと認めるときは、交付決定者に対し、これらに従って当該年度の 2 月末日までに補助対象事業を遂行するよう命じることができるものとする。

3 市長は交付決定者が前項の命令に応じず、同者が本補助金の目的を達成できないと認めるときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（実績報告）

第 13 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに仲卸業者人材確保支援事業補助金実績報告書（第 9 号様式。以下「実績報告書」という。）に、別表第 5 に掲げる書類を添えて、交付決定通知書に記載された提出期限までに市長へ提出しなければならない。

2 市長は、提出期限が経過しても実績報告書が提出されず、かつ、当該年度の末日になっても実績報告書の提出がない場合は、事業が完了していないものとして本補助金の交付申請は取下げたものとみなし、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（補助金交付額の確定及び通知）

第 14 条 市長は、実績報告書を受理したときは、提出された書類を審査し、必要に応じて調査等を行うものとする。

2 市長は、前項により補助対象事業の成果が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付決定額の範囲内で補助金交付額を確定し、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付額確定通知書（第 19 号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第 15 条 本補助金の交付は、前条に規定する補助金交付額の確定後とする。

2 交付額確定通知書の交付を受けた者は、仲卸業者人材確保支援事業補助金請求書（第 13 号様式。以下「補助金請求書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項に基づく適正な補助金請求書を受けた日から 30 日以内に、補助金を交付するものとする。

4 市長は、交付額確定通知書を受けた者が交付額確定通知書に記載された補助金請求書提出期限までに補助金請求書を提出しない場合、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（決定の取消し及び通知）

第 16 条 市長は、第 9 条第 2 項、第 11 条第 4 項、第 12 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 15 条第 4 項によるほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正行為が認められたとき

(2) 第 4 条第 2 項各号に該当すると判明したとき

(3) 補助対象事業を中止したとき

(4) 交付決定者が本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他補助対象事業に

関する法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき

- 2 前項の規定は、第 14 条に規定する補助金交付額の確定後においても適用する。
- 3 市長は、第 1 項により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その者の名称及びその不正行為の内容について公表することができるものとする。
- 4 市長は、本補助金の交付決定を取り消したときは、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付決定取消通知書（第 16 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第 17 条 市長は、本補助金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、本補助金の交付決定の全部又は一部の取消し、交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。この場合、市長は仲卸業者人材確保支援事業補助金交付決定後の事情変更による交付決定の取消し・変更通知書（第 18 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還命令）

- 第 18 条 市長は、第 16 条又は第 17 条の規定により本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じることができるものとする。
- 2 前項の規定により本補助金の返還を命じるときは、仲卸業者人材確保支援事業補助金返還請求書（第 20 号様式）により、交付決定を取り消された者に対し通知するものとする。

（事業成果の取扱い）

- 第 19 条 市長は、本補助金の交付を受けた者に対し、補助対象事業の成果等について報告を求めることができるものとする。
- 2 市長は、補助対象事業の成果を市場の活性化に資するように利用することができるものとする。

（関係書類の保存期間）

- 第 20 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、次の各号に掲げる日のうちいずれか遅い日までとする。
- (1) 補助金の支払があった日の属する当該年度末日から 7 年を経過する日
 - (2) 補助金の支払があった日の属する補助対象者の決算期間の末日から 7 年を経過する日

（神奈川県警察本部長への照会）

第 21 条 市長は、申請者が第 4 条第 2 項第 5 号に該当しているか否かについて神奈川県警察本部長に対して照会することができるものとし、申請者はこの照会を行うことに同意しなければならない。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定めるものとする。

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 8 月 31 日から施行する。

別表第 1（第 5 条）

補助対象事業	備考
有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を活用した採用活動	有料職業紹介事業者（人材紹介会社）の活用については、国から有料職業紹介事業の許可を受けている事業者の活用であることを要件とする。
求人情報サイト、求人情報誌への広告掲載	
採用説明会等への出展	
採用に向けた P R 動画、ホームページ、パンフレット等の作成	
就業体験の受入	仲卸業務体験、業界理解研修等。 なお、就業体験は労働関係法令及び安全衛生関係法令を遵守して実施すること。
その他人材確保に関する事業	市長が必要かつ適切と認めるものに限る。

別表第 2（第 6 条）

補助対象経費	補助率
人材紹介会社の手数料	2 分の 1 (上限 30 万円)
求人広告費	
採用説明会等の出展料	
印刷製本費（パンフレット等）	
委託費（P R 動画作成、新規の採用ホームページ作成、写真撮影費等）	
消耗品費（補助対象事業でのみ使用するものに限る。）	
謝金・報償費（外部講師に支払うものに限る。）	
会場等の使用料・賃借料	
その他市長が必要かつ適切と認める経費	

別表第 3（第 6 条第 3 項）

補助対象外経費	摘要（対象外経費の例）
公租公課	所得税、住民税、消費税、印紙税等
手数料	口座振替手数料、振込手数料等
保証・保険料	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等
人件費（給与・各種手当・法定福利費等）	給与、通勤手当、住宅手当、資格手当、役職手当、時間外手当、深夜手当、退職金、入社支度金等
旅費交通費	電車代、ガソリン代、宿泊費等
飲食費	弁当代、懇親会費等
通信費	電話料金、郵送料等
その他市長が不適当と認める経費	交付決定前の事業で発生した経費、支払や振込事実を客観的に証明できない経費、ホームページ保守費その他経常的な運営経費、補助対象事業以外の用途にも使用できる備品購入費、補助対象事業との関連性及び必要性を客観的に説明できない経費等

別表第 4（第 7 条第 2 項）

	交付申請書 添付書類	備考
1	事業計画書	第 2 号様式
2	収支予算書	第 3 号様式
3	横浜市税の納税状況を証明する以下の書類 (1) 法人市民税 直近 2 か年度分の納税証明書 (2) 固定資産税及び都市計画税 前年度及び申請書提出時点で納期が到来している当該年度分の納税証明書 (3) 軽自動車税 当該年度分の納税証明書	固定資産税及び都市計画税、軽自動車税が賦課されていない場合は、その旨の申述書を提出。
4	経費の内訳がわかる書類（見積書等）及び市内事業者であることを証する書類（履歴事項全部証明書若しくは個人事業主の住民票の写し（いずれも内容が最新のものであって、発行日から 6 か月以内のもの）又は横浜市有資格者名簿の写し（内容が最新のもの））	・ 1 件 1,000,000 円以上 10,000,000 円未満の物品の購入又は委託の場合は、2 者以上から見積書を徴収し提出。 ・ 1 件 10,000,000 円以上の物品の購入又は委託の場合は、3 者以上から見積書を徴収し提出、又は 5 者以上による指名競争入札を実施し指名競争入札書の写しを提出。 ・ 市内事業者から見積書を徴収できない場合は、その旨の理由書を提出。
5	申請における誓約書兼同意書	第 4 号様式
6	暴力団関係者でないことの誓約書兼暴力団排除条例に関する照会の同意書	第 5 号様式
7	（人材紹介会社の利用がある場合） 人材紹介サービスの詳細及び求人内容がわかる書類	案内資料、求人票の写し等
8	（就業体験の申請がある場合） 就業体験募集要項	第 6 号様式
9	その他市長が必要と認める書類	

別表第 5（第 13 条）

	実績報告書 添付書類	備考
1	成果報告書	第 10 号様式
2	収支決算書	第 11 号様式
3	契約等を証する書類 （契約書、注文請書、発注書等）	経費の内容及び金額が詳細かつ明瞭に示された内訳の記載があり、補助金交付決定日以降の契約等であること。
4	補助対象事業の完了を証する書類 （納品書、請求書等）	実施期間内に事業が完了していること。
5	補助対象経費の支払完了を証する書類 （領収書、金融機関の振込証明、 振込された通帳の写し等）	交付決定後かつ実施期間中に支払った経費であり、振込先・振込日時・振込金額がわかるもの。振込が「完了」したことを確認できる書類とし、振込予約・振込依頼の完了等の確認書類は不可とする。
6	（就業体験の申請がある場合） 就業体験受入報告書	第 12 号様式
7	その他市長が必要と認める書類	

（申請先）
横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者名

仲卸業者人材確保支援事業補助金
交付申請書

仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第7条第1項に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱を遵守します。

- 1 補助対象事業（該当事業にチェックしてください。）
- ☐ 有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を活用した採用活動
 - ☐ 求人情報サイト、求人情報誌への広告掲載
 - ☐ 採用説明会等への出展
 - ☐ 採用に向けたPR動画、ホームページ、パンフレット等の作成
 - ☐ 就業体験の受入（仲卸業務体験、業界理解研修等）
 - ☐ その他人材確保に関する事業（ ）

- 2 実施予定期間 ※2月末日までに完了する必要があります。

年 月 日 ～ 年 月 日

- 3 総事業費、補助対象経費及び補助金交付申請額（税抜）
※【第3号様式】収支予算書より転記してください。（千円未満の端数は切り捨て）

総事業費	③	円
補助対象経費	①	円
補助金交付申請額	④	円

- 4 添付書類（添付した書類にチェックしてください。）
- ☐ 事業計画書（第2号様式）
 - ☐ 収支予算書（第3号様式）
 - ☐ 横浜市税の納税状況を証明する書類（法人市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税）
 - ☐ 経費の内訳がわかる書類（見積書等）及び市内事業者であることを証する書類
 - ☐ 申請における誓約書兼同意書（第4号様式）
 - ☐ 暴力団関係者でないことの誓約書兼暴力団排除条例に関する照会の同意書（第5号様式）
 - ☐ （人材紹介会社の利用がある場合）人材紹介サービスの詳細及び求人内容がわかる書類
 - ☐ （就業体験の申請がある場合）就業体験募集要項（第6号様式）
 - ☐ その他（ ）

事業計画書

人材不足が 発生してい る状況	
（実施する事業にチェックをつけ、各項目を記載してください。） 事業内容	☐ 有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を活用した採用活動 ・人材紹介会社の名称（ ） ・採用予定時期（ ） ・入社予定時期（ ） ☐ 求人情報サイト、求人情報誌への広告掲載 ・広告媒体の名称（ ） ・広告媒体の運営会社名（ ） ・掲載期間（ ） ☐ 採用説明会等への出展 ・説明会等の名称（ ） ・主催者（ ） ・開催期間（ ） ・開催場所（ ） ☐ 採用に向けたPR動画、ホームページ、パンフレット等の作成 ・作成する媒体の名称（ ） ・作成方法（ ） ・頒布方法（ ） ☐ 就業体験の受入（仲卸業務体験、業界理解研修等） 就業体験募集要項（第6号様式）のとおり ☐ その他人材確保に関する事業 （ ）
期待する効果	☐ 従業員の採用（予定人数： 人） ☐ 応募者数の増加（ 人→予定人数： 人） ☐ 採用説明会等の参加者数（予定人数： 人） ☐ 就業体験参加者数（予定人数： 人） ☐ その他（ ）

収支予算書

1 支出

経費名称	単価	数量	単位	金額（税抜）	備考
補助対象経費					
合計				①	
補助対象外経費					
合計				②	
総事業費（①＋②）				③	

2 収入

経費名称	単価	数量	単位	金額（税抜）	備考
本補助金				④	
自己資金					
合計				⑤	

3 補助金交付申請額の算出

補助対象経費

①

×

補助割合

1 / 2

=

補助金交付申請額(*)

④

(*) 補助金交付申請額：千円未満切り捨て、上限 30 万円

※総事業費 ③ = 収入の合計 ⑤ となるよう記入してください。

申請における誓約書兼同意書

年 月 日

横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者名

仲卸業者人材確保支援事業補助金の交付申請にあたり、当法人は次に掲げるすべての項目について確認し、誓約及び同意します。なお、誓約及び同意した内容と事実について相違することが判明した場合には補助金の交付を受けられないこと、又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

項目（チェックをつけて下さい。）	
☐	「法令並びに本市の条例及び規則等に違反し処分を受けその処分期間が満了していない者」又は「補助金規則及びこの要綱を含む本市の補助金に関する要綱の規定に違反したことにより、市長が行った処分を受けてから 1 年を経過しない者」ではありません。
☐	横浜市税及び施設使用料等を滞納している者ではありません。
☐	市長へ提出が定められた各種報告書等について、遅滞なく提出をしています。
☐	公的団体からの国費又は公費による補助金の対象となった事業の経費、交付決定前の事業で発生した経費、ホームページ保守費その他経常的な運営経費、補助対象事業以外の用途にも使用できる備品購入費、補助対象事業との関連性及び必要性を客観的に説明できない経費等については、本補助金の対象経費に算入していません。
☐	対象経費の支払いは、原則「振込」「クレジットカード払い」以外の方法では行いません。また、補助対象経費の支払いが確認できる書類として、領収書のみでは認められず、銀行振込の場合は「振込が完了（予約は除く）したことがわかるもの」「口座の出金明細」等、クレジットカード払いの場合は申請者の「クレジットカードの明細」「口座の引き落とし明細」などが実績報告時に必要となることを了承します。
☐	就業体験については、労働関係法令及び安全衛生関係法令を遵守して実施します。
☐	親族や生計を同一とする者の採用、過去に在籍した社員等の再雇用を目的とした事業については、補助金の交付を受けられない又はすでに補助金を交付されていた場合は返金することに同意します。
☐	虚偽の申請・報告など、本事業の補助金交付に関して不正行為を行いません。また、補助金交付後に不正行為があると判明した場合、補助金の返還に応じます。
☐	実績報告については、市長が定めた日までに行います。なお、当該年度の末日までに実績報告ができなかった場合、補助金の交付申請については取下げたものとみなされ、交付決定については取消となることに同意します。
☐	補助金の交付については、実績報告の審査が通り、交付額確定後となることに同意します。

年 月 日

横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者名

暴力団関係者でないことの誓約書兼
暴力団排除条例に関する照会の同意書

仲卸業者人材確保支援事業補助金の交付申請にあたり、当法人が仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第4条第2項第5号に該当しないことを誓約します。また、市長がこのことを確認するため、当法人及び次表に記載された者について、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

なお、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

現在の役員一覧

[illegible]

就業体験募集要項

募集期間	年 月 日～ 年 月 日
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
実施時間	: ~ :
応募資格	
募集人数	名
実施場所	
応募方法	
選考方法	
実施内容	
報酬・待遇	
備考	

年 月 日

横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者名

仲卸業者人材確保支援事業補助金 交付申請取下届出書

年 月 日経本支第 号により交付決定を受けました仲卸業者人材確保支援事業補助金については、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請を取下げます。

取下げ理由：

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

所在地

法人名

代表者名

仲卸業者人材確保支援事業補助金 交付変更承認申請書

年 月 日経本支第 号で交付決定を受けた仲卸業者人材確保支援事業補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 変更の内容

変更項目	変更前	変更後

2 変更の理由

--

年 月 日

横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者名

仲卸業者人材確保支援事業補助金 実績報告書

年 月 日経本支第 号で交付決定を受けた仲卸業者人材確保支援事業補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助対象事業（該当事業にチェックしてください。）

- ☐ 有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を活用した採用活動
- ☐ 求人情報サイト、求人情報誌への広告掲載
- ☐ 採用説明会等への出展
- ☐ 採用に向けたPR動画、ホームページ、パンフレット等の作成
- ☐ 就業体験の受入（仲卸業務体験、業界理解研修等）
- ☐ その他人材確保に関する事業（ ）

2 実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3 補助金請求予定額 _____ 円
(補助金交付決定額 _____ 円)

4 添付書類（添付した書類にチェックしてください。）

- ☐ 成果報告書（第10号様式）
- ☐ 収支決算書（第11号様式）
- ☐ 契約等を証する書類（契約書、注文請書、発注書等）
- ☐ 補助対象事業の完了を証する書類（納品書、請求書等）
- ☐ 補助対象経費の支払完了を証する書類（領収書、金融機関の振込証明等）
- ☐ （就業体験の申請がある場合）就業体験受入報告書（第12号様式）
- ☐ その他（ ）

成果報告書

（実施した事業にチェックをつけ、各項目を記載してください。） 実施事業	☐ 有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を活用した採用活動 ・活用した人材紹介会社の名称（ ） ・採用決定時期（ ） ・入社時期（ ） ☐ 求人情報サイト、求人情報誌への広告掲載 ・掲載した広告媒体の名称（ ） ・掲載した広告媒体の運営会社名（ ） ・掲載期間（ ） ☐ 採用説明会等への出展 ・出展した説明会等の名称（ ） ・主催者（ ） ・開催期間（ ） ・開催場所（ ） ☐ 採用に向けた P R 動画、ホームページ、パンフレット等の作成 ・作成した媒体の名称（ ） ・作成方法（ ） ・頒布方法（ ） ☐ 就業体験の受入（仲卸業務体験、業界理解研修等） 就業体験受入報告書（第 12 号様式）のとおり ☐ その他人材確保に関する事業 （ ）
達成した効果	☐ 従業員の採用（採用人数： 人） ☐ 応募者数の増加（ 人→応募人数： 人） ☐ 採用説明会等の参加者数（参加人数： 人） ☐ 就業体験参加者数（参加人数： 人） ☐ その他（ ）
今後の展望・ 反省点など	

収支決算書

1 支出

経費名称	単価	数量	単位	金額（税抜）	備考
補助対象経費					
合計				①	
補助対象外経費					
合計				②	
総事業費（①＋②）				③	

2 収入

経費名称	単価	数量	単位	金額（税抜）	備考
本補助金				④	
自己資金					
合計				⑤	

3 補助金交付請求額の算出

補助対象経費

①

×

補助割合

1 / 2

=

補助金交付請求額(*)

④

(*) 補助金交付請求額：千円未満切り捨て、上限 30 万円

※総事業費（③）＝収入の合計（⑤）となるよう記入してください。

就業体験受入報告書

受入期間	年 月 日～ 年 月 日
実施時間	: ~ :
受入人数	名
受入者名	
実施場所	
実施内容	
実習生からの 意見・感想	
備考	

年 月 日

（請求先）

横 浜 市 長

申請者 所在地
法人名
代表者名

仲卸業者人材確保支援事業補助金 請求書

請求金額 金 円

仲卸業者人材確保支援事業補助金について、上記の金額を請求します。

なお、補助金は次の口座に振り込み願います。

金 融 機 関	☐ 銀 行 ☐ 信用金庫 ☐ その他（ ）		
支 店 名		店 番 (支店コード)	
口 座 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義 人			

※ 法人名義の口座を指定すること。

経本支第 号
年 月 日

（法人名）
（代表者名）

様

横浜市長

仲卸業者人材確保支援事業補助金 交付決定通知書

年 月 日に申請のありました仲卸業者人材確保支援事業補助金については、次の条件を付けて交付を決定しましたので、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

1 補助金交付決定額

円（不課税）

2 実績報告書提出期限

年 月 日（ ）

3 交付条件

- （1）横浜市補助金等の交付に関する規則（以下、「規則」という。）第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号に定める条件その他、規則及び仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の定めに従ってください。
- （2）事業終了後は、要綱第 13 条に規定する実績報告書を提出してください。補助金額は、実績報告書の提出を受けて確定します。このため確定額は、「1 補助金交付決定額」に記載されている金額を下回る場合があります。
- （3）虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求められます。
- （4）この補助金の使途について、必要があると認められるときは調査を行います。

4 減額理由（減額した場合のみ）

経本支第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者名）

様

横浜市長

仲卸業者人材確保支援事業補助金
不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました仲卸業者人材確保支援事業補助金については、
審査の結果、次の理由により交付しないことを決定しましたので、仲卸業者人材確保支
援事業補助金交付要綱第 8 条第 5 項の規定により通知します。

不交付理由：

(代表者名) 様

仲卸業者人材確保支援事業補助金
交付決定取消通知書

取消しの内容、根拠及び具体的理由

- 取消金額 円 (全部・一部)

- 仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項

- ### 3 取消しの理由

様

仲卸業者人材確保支援事業補助金
交付変更承認通知書

1 交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 經本支第 号

変更前	変更後

経本支第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者名）

様

横浜市長

仲卸業者人材確保支援事業補助金
交付決定後の事情変更による取消し・変更通知書

年 月 日経本支第 号で交付決定した仲卸業者人材確保支援事業補助金については、次の理由により交付決定を（取り消す・変更する）こととしたので、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

（取消し・変更）の理由

経本支第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者名）

様

横浜市長

仲卸業者人材確保支援事業補助金
交付額確定通知書

年 月 日に実績報告書の提出がありました仲卸業者人材確保支援事業補助金については、次のとおり額を確定しましたので、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により通知します。

1 交付確定額 _____ 円（不課税）

2 補助金請求書提出期限 年 月 日

（注意）仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第 15 条第 4 項の規定により、年 月 日まで
に適正な請求書が提出されない場合、補助金を支払うことができませんのでご注意ください。

第 15 条第 4 項

市長は、交付額確定通知書を受けた者が交付額確定通知書に記載された補助金請求書提出期限までに補助金請求書を提出しない場合、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者名)

様

横浜市長

仲卸業者人材確保支援事業補助金
返還請求書

年 月 日経本支第 号で交付決定の（取消し・変更）を行った仲卸業者人材確保支援事業補助金につきましては、仲卸業者人材確保支援事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、次のとおり返還を請求します。

返 還 請 求 額	円 ※横浜市補助金等の交付に関する規則第 21 条の規定に基づき、加算金及び延滞金が発生した場合は別途請求があります。
納 付 期 限	年 月 日
納 付 方 法	添付する納入通知書による。
備 考	